

議案第 23 号

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

所沢市寿町歴史的建造物整備活用基本方針策定委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 寿町歴史的建造物整備活用基本方針策定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。